平成２１年（フ）第２９０号
千葉県八街市四木1119番地10
債務者　磯前　照男
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第７０号
千葉県袖ケ浦市蔵波台５丁目２番地17　Ａ棟102号
債務者　肱岡久美子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１５１号
岐阜県大垣市万石１―64―１　コウシンビル106号、住民票上の住所岐阜県大垣市平町608番地　スペースワン101号室
債務者　新里　昌史
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
岐阜県大垣市外渕２丁目66番地６　外渕団地D404
債務者　増田　純子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
岐阜県大垣市釜笛１丁目159番地
債務者　青山　　實
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
岐阜県大垣市釜笛１丁目159番地
債務者　青山滿智子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第９７９号
愛知県豊明市二村台５丁目１番地１　豊明団地18棟105号
債務者　松田　　治
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９８０号
愛知県豊明市二村台５丁目１番地１　豊明団地18棟105号
債務者　松田　光江
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７７４号
名古屋市北区如意３丁目29番地　レオパレスＮＹＯＩⅢ101号
債務者　原　　直子（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８８１号
名古屋市南区元塩町４丁目１番地　元塩荘３棟706号
債務者　高橋　祐子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８９９号
名古屋市中川区新家２丁目501番地　ファミリアーレ千音寺106号
債務者　中村　マリ
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１３５号
名古屋市緑区鳴子町４丁目13番地　鳴子第１住宅307号
債務者　山本　髙良
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２０９号
名古屋市中区新栄３丁目34番16号　市営新栄荘２棟501号
債務者　松尾　徳惠
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７５号
新潟県上越市木田３丁目２番22号　菱風荘102号
債務者　内山　　斉
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第４７号
京都府綾部市田野町風久呂13番地の27
債務者　中村まゆみ
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第５３号
京都府福知山市字石原335番地の１　サニーデイⅡ102号
債務者　山本　鉄夫
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
京都府福知山市字石原335番地の１　サニーデイⅡ102号
債務者　山本　成子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係